

パブリックコメント制度の見直しについて

平成 21 年 9 月 4 日 府民課

■パブリックコメントの目的

大阪府パブリックコメント手続実施要綱

第1条（目的）

「府の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図ることを目的とする」

第2条（定義）

「この要綱において「パブリックコメント手続」とは、府の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を府民等に公表し、これらについて提出された府民等の意見等、情報及び専門的な知識を考慮して意思決定を行う手続きをいう。」

■現状

- 府政の重要な政策課題に関する意思決定であってもパブリックコメントの手続きがとられていない

（手続きがとられてない例）

- ・「庁舎移転構想（案）」及び「都市構想（案）」（任意の意見募集は実施）
- ・関西 3 空港に関する提言（任意の意見募集は実施）
- ・戦略本部会議の審議事項

- 担当課はパブリックコメント手続きをさけたがる

■主な要因

- 要綱で定める対象の定義がはっきりしない
- 対象とするか否かの最終的な判断が担当課にゆだねられている
- 意見募集期間が一律 30 日以上となっており、柔軟な運用がしにくい

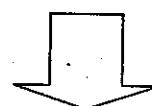
■府民の声の施策反映を徹底するため

①パブリックコメント手続の対象を拡大し、定義を明確化する

→府の政策決定過程においては、原則すべてパブリックコメント手続きをとる制度に見直す

②意見募集期間について、内容や実情に応じて柔軟な運用ができるようにする

→一定の対象については、2 週間程度の意見募集期間でも可とする規定を設ける



府民の声の施策反映を徹底する

<対象の見直し>

【基本原則】

府の政策決定過程においては、原則すべてパブリックコメント手続きをとる制度に見直す

(1) 計画・指針について

府政に関する計画、構想、方針、指針、要綱等原則すべて対象とする。
対象としないものを限定列挙する。

(対象としないもの)

- 府民に広く一般に適用されるものではないもの
 - ・組織、人事、服務に関するもの（人事異動方針、綱紀保持指針など）
 - ・内部の事務手続に関するもの（会計事務の手引き、マニュアルなど）
- 計画等に基づいてそれを実施するための計画
 - ・実施計画

(2) 条例、規則について

条例、規則については原則すべて対象とする。
対象としないものを限定列挙する。

(対象としないもの)

- 府民に広く一般に適用されるものではないもの
 - ・組織、人事、服務に関するもの（職員定数条例、職員の給与に関する条例など）
 - ・内部の事務手続に関するもの（事務決裁規程など）

○個別具体的な処分に類似するもの

- ・法令、条例の規定に基づき施設や地域などを個別具体に指定するもの

○事務的なもの

- ・施行期日規則など

○地方自治法 74 条の直接請求の対象とされていないもの

- ・地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

(3) 審査基準、処分基準、行政指導指針

現行どおり（行政手続法に準拠した規定のため）

<意見募集期間の見直し>

【基本原則】

原則 30 日とするが、一定の対象は、2 週間程度の意見募集期間でも可とする規定を設ける

(1) 計画・指針について

原則 30 日以上とする。

ただし、以下の対象は 2 週間以上とする

- 適用される府民が一部に限られるもの
 - ・個別分野を対象としたもの
 - ・特定地域を対象としたもの

(2) 条例、規則について

①条例

原則として、原則 30 日以上とする。

ただし、以下の対象は 2 週間以上とする

- 適用される府民が一部に限られるもの
 - ・個別分野を対象としたもの
 - ・特定地域を対象としたもの

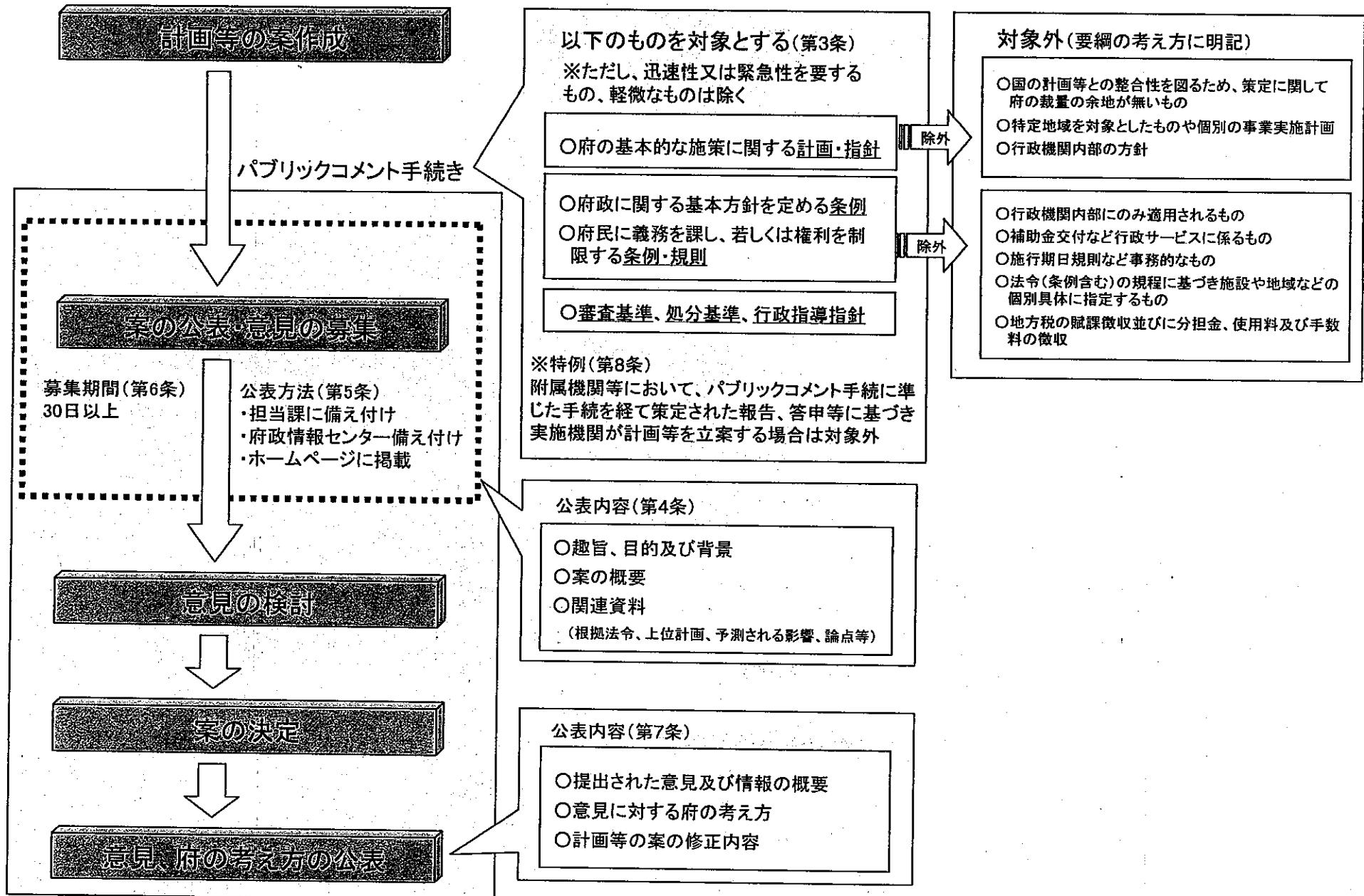
②規則

現行どおり、原則 30 日以上とする。(行政手続き法に準拠した規定のため)

(3) 審査基準、処分基準、行政指導指針

現行どおり 原則 30 日以上とする (行政手続き法に準拠した規定のため)

大阪府パブリックコメント手続きの流れ



パブリックコメント手続きの経過

年月日	事項	備考
平成9年12月	国 行革会議最終報告において、審議会の整理と併せてパブリックコメント制度の導入について言及	
平成10年3月	国 規制緩和3か年計画において、規制の制定、改廃に係るパブリックコメント手続きの取組み方針を提示	
平成10年11月	国 「規制の制定又は改廃に係る意見募集手続き(仮称)案」を総務庁が公表 ⇒パブリックコメントを試行実施	
平成11年3月23日	国 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」が閣議決定 【対象】 ○政令、府令、省令、告示等(審査基準、処分基準、複数のものを対象とする行政指導を含む) 【対象外】 ○迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの ○国行政機関の意思表示ではない法律・条例・地方公共団体における規則 ○外国政府、国際機関等への意思表示 ○国会において審議を経る法律案 ○白書のような事実認識や現状分析 ○組織令、定員令のように行政機関内部にのみ適用されるもの ○補助金要綱、年金の給付のような行政サービスに係るもの ○施行期日令のような事務的なもの	※行政内のみで完結して広く一般に適用される意思表示のみを対象とし、国会の審議を経る法律案は対象外
平成12年4月1日	他県 滋賀県で導入 【対象】 ○県の長期構想 ○各行政分野ごとの施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画 ○県民の権利・義務に係わる条例案 【対象外】 ○迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの ○国の計画等との整合を図るために、策定に関して県の裁量の余地の少ない計画 ○特定地域を対象とした計画 ○個別の事業の実施計画 ○地方税の賦課徴収、分担金、使用料、手数料の徴収に関するもの	※計画や条例は対象 ※規則は対象外
平成12年4月1日	他県 新潟県で導入 【対象】 ○広く県民生活に影響を与える計画(別表で掲げるもの) (長期総合計画、行政情報化推進計画、文化振興計画、環境基本計画、科学技術大綱、総合教育計画など38計画) ○県民の権利を制限し、又は義務を課す制度のうち、法令等により行政機関に委ねられ、広く一般に適用される規制 【対象外】 ○迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの ○同様の手続きが制度化されているもの	※条例は対象外
平成13年4月1日	府 大阪府パブリックコメント手続き実施要綱を施行 【対象】 ○府民や他の団体に対する計画、指針等の内容及びそれらの実施方針 ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更の際の公示 ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更に際する公聴会等の開催 ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更に際するもの(以下「規則等」といいます。)	※条例は対象外 ※規則等は対象外
平成18年4月1日	国 「行政手続法」改正 ○「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」の閣議決定を行政手続法で法制化 ○対象を命令等と定義。地方公共団体の努力義務を追加	
平成20年2月19日 (改正前)	府 大阪府パブリックコメント手続き実施要綱改正のためのパブリックコメントを実施 (以下「改正前」といいます。)	
平成20年4月2日	府 「大阪府パブリックコメント手続き実施要綱」を改正 【新規】以下を追加(新規を追加) ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更の際の公示 (以下「規則等」といいます。) ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更の際の公示 (以下「規則等」といいます。) ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更の際の公示 (以下「規則等」といいます。) ○府民や他の団体に対する規則又は府の内規による規則の制定又は変更の際の公示 (以下「規則等」といいます。)	※新規を追加を対象と追加

国(行政手続き法)の「意見公募手続き」(いわゆるパブリックコメント)の対象について

(対象)

○内閣又は行政機関が定める命令等が対象 (38 条)

命令等は次の(1)(2)と定義 (2 条 8 項)

(1) 法律に基づく命令又は規則

(2) 審査基準、処分基準、行政指導指針

(適用除外とされているもの)

○命令等の内容、性質上適用除外とされているもの (3 条 2 項)

- ・法律の施行期日について定める政令
- ・命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則
- ・法律の規定に基づき施設、区画、地域その他これに類するものを指定する命令又は規則
- ・公務員の給与、勤務時間その他勤務条件について定める命令等
- ・審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされる以外のもの etc

○行政機関の組織、人事、内部における会計事務処理等に関する命令等で適用除外とされているもの (4 条 4 項)

- ・国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等
- ・公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報酬並びに公務員の競争試験について定める命令等
- ・国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等
(入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く)
- ・国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等
(国又は地方公共団体が財産及び物品を貸付け、交換、売り払い等することについて定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く)
- ・会計検査について定める命令等 etc

(地方公共団体の扱い)

- 地方公共団体の機関が命令等を定める行為は対象外 (3 条 3 項)
- 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない (46 条)

47都道府県のうち要綱を制定しているのは46都道府県

(制定せず)東京

■対象

計画・構想を対象とするもの	43/46
条例を対象とするもの	32/46
規則を対象とするもの	15/46
審査基準等を対象とするもの	9/46
「制度」を対象とするもの	8/46
「制度」のみ	2/46
「制度」及び条例	3/46
「制度」及び規則	3/46
「制度」及び条例及び規則	0/46

(対象外)福岡

(対象外)青森、神奈川、愛知、広島、福岡他

(対象)北海道、千葉、愛知、兵庫、熊本他

(対象)群馬、神奈川、新潟、奈良、大分他

(対象)新潟、沖縄 ※新潟も沖縄もH19調査時は条例も対象

(対象)岩手、三重、岡山

(対象)青森、福井、愛知 ※福井はH19調査時は条例も対象

■意見募集期間

30日(もしくは1ヶ月)程度もしくは以上	35/46
30日未満可	9/46
原則2週間以上	2/46
理由を示せば可	7/46

石川、福井

青森、群馬、長野、三重、徳島、福岡、熊本

※長野は短くても2週間以上と定める